

清瀬市消費生活センターだより

No.112（令和7（2025）年12月）



ちえのわキャラクター
ヘブちゃん



「知ってる？」「教えて！」

「配線器具の安全確認」の話

寒さが厳しくなるこの季節、コタツや電気ストーブなど消費電力の大きな電気製品を使うことが多いことだと思います。また、それに伴って電気火災の発生件数も増え、注意が必要な時期でもあります。空気が乾燥しているため、ほんの小さな火種でも延焼しやすく、簡単に大きな火災へと被害が拡大してしまいます。

そこで、今回の「知ってる？教えて！」では、電気火災を防ぐためのポイントである、テーブルタップや延長コードなど配線器具の安全確認について、ご紹介したいと思います。

配線器具を安全に使うにはどんな事に気を付ければいいの？

配線器具の状態について、下のチェック項目を確認してみましょう。

- 配線器具ごとに定められた定格消費電力を超えて使っていないか
- 一つのテーブルタップで消費電力の大きな電気製品を同時に使用していないか
- 電気コードをねじ曲げたり踏みつけたりしていないか
- 電源プラグをしっかり差し込んでいるか
- 配線器具にホコリが付いていないか
- 異臭がしたり変色しているところはないか



年末の大掃除などで、普段は見えない所にあるコンセントやテーブルタップを目にする事もあるかと思います。

そんな時はせっかくの機会ですので、配線器具の安全確認も併せて出来ると安心して新年を迎える事が出来そうですね。

年末年始に気を付けたい消費者トラブル

年末年始は消費生活センターなどの公的な機関が長期休暇に入ります。その期間中を狙って、悪質商法や詐欺などを行う事業者や犯罪者が電話をかけたり訪問したりする危険があります。

過去の相談などから、この時期特に注意が必要な悪質商法の事例をご紹介します。

海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

頼んだ覚えのない商品が突然届いたり、電話勧誘を断ったのに申し込んだ覚えのないカニやホタテなどの海産物が届いたりする「送りつけ商法」などのトラブルです。

商品代金を口座へ振り込ませるだけでなく、代金引換配達で送りつけてくることもあります。

カニやホタテなど海産物の流通量が増える年末年始は、特に注意が必要です。



ここがポイント！

- ① 勧誘の内容が少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ② 事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- ③ 一方的に商品が届いても受け取らない！
受け取ってしまっても、代金を支払う必要はありません。

悪質な不用品回収事業者によるトラブル

大掃除の時期になると「不要品を格安で回収します、処分します。」という事業者についてのトラブルが増加します。はじめは安い金額を提示して、作業に入るときや荷物を積んだ後で、高額な金額を提示する手口もあります。ポストに投函されたチラシやネット広告に頼らず、市の指定する「一般廃棄物処理業の許可」を持った事業者を選び、複数の事業者から見積りを取るようにしましょう。

見積りのポイント！

- ① 市のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探す
- ② 追加料金の有無を確認する
- ③ 作業内容や料金を明確に出してもらう
- ④ キャンセル料を確認する



オンラインゲームの課金によるトラブル

年末年始などは、自宅で過ごす時間が多くなることから、家庭用ゲーム機などでゲームをする時間も増える傾向にあります。ネットに接続をして遊ぶオンラインゲームでは、初めは無料でも途中から課金が必要になるものもあり、気づいたら多額の課金をしていたというトラブルが発生しています。

大人はもちろんですが、お子さんは特に注意が必要で、クレジットカードの情報を登録している保護者のアカウントを使ってゲームをしたことによる課金トラブルも発生しています。



ここがポイント！

- ① 課金状況を「購入履歴」などから定期的に確認する
- ② 子どもが使うゲーム機には「ペアレンタルコントロール」を設定する
- ③ オンラインゲームで遊ぶ時の「約束ごと」を子どもと一緒に決めておく

友達や知り合いが勧める「うまい話」から発展するトラブル

帰省や旧友同志の集まりなど、人と会う機会が増えるこの時期は、身近な友人や知り合いからの投資や副業といった『儲け話』に注意が必要です。「うまい話」を信じ安易に契約をしないようにしましょう。

ここがポイント！

- ① 『必ず』『確実』はウソ・・・そんな儲け話はありません。
- ② 『高利回り』は怪しい・・・本当なら、他人からお金を集めません。
- ③ 『楽して』『簡単』はウソ・・・勧誘した側に、楽して簡単にお金が入ります。
- ④ 『サポート』『コーチ』は怪しい・・・本当に稼げる方法は、人に教えません。

消費生活相談

.....

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。

消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

相談専用電話：042-495-6212

※ つながりにくい場合は（代表）042-495-6211へ

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く）

相談時間：午前10時～正午、午後1時～4時

○ 対象者は市内在住・在勤・在学の方

○ 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAXでの相談はお受けできません。

【自動通話録音機能付電話機等購入費補助金】

高齢者の電話による消費者被害防止のため、市内在住の65歳以上の方が、初めて自動通話録音機能付きの電話機を購入した場合の、購入費に對して補助をします。

対象機器：自動通話録音機能と、通話を自動録音する旨を告げるメッセージ機能を備えた電話機等で、

令和7（2025）年12月31日までに購入したもの

対象経費：対象機器の購入費（ポイント利用分を除く）

補助額：購入費の4分の3（上限1万円）

申込期限：令和8（2026）年1月30日まで

申込方法などの詳細は、

消費生活センターにお問い合わせください。

この通話は、
録音されます。



「訪問販売お断りステッカー」を配布しています

突然に自宅を訪問して強引に契約をせまる悪質な訪問販売には、

「いりません！」ときっぱり断ることが大切です。

断る意思をあらかじめ表示できるように

消費生活センターでは

「訪問販売お断りステッカー」

を配布しています。

玄関先などに貼ってお使い下さい。



《発行・問い合わせ》 清瀬市消費生活センター

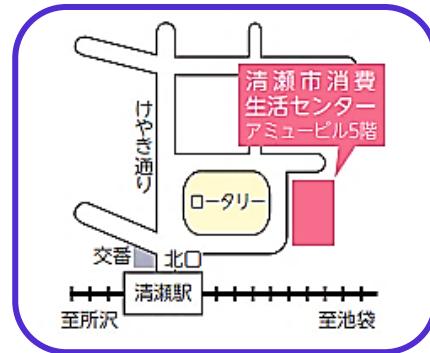
所在 地：〒204-0021

清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階
(市民協働プラザ内)

電 話：042-495-6211（代表）

受付時間：月～金（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く）

午前9時～午後5時



※ 目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。